

令和9年度委託訓練（長期高度人材育成コース）の 受託事業者募集について

高知県立高知高等技術学校が委託して実施する公共職業訓練（長期高度人材育成コース）について、次のとおり受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「高知県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、国との協議が整い県予算の成立することを見込んで実施するものです。

なお、委託先として決定した事業者の訓練計画の内容については、契約内容は高知県立高知高等技術学校との協議によるものとします。

1 事業の概要

（１） 事業名 離職者等再就職訓練事業（うち長期高度人材育成コース）

（２） 事業の目的

正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

（３） 受講対象者

- ① 公共職業安定所に求職申込みを行っている者で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。ただし、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後1年以上経過している者は除く。）は当該コースの対象外とする。
- ② 概ね55歳未満の者（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
ただし、55歳以上の者であっても、以下③～⑦の要件を満たす場合は、当該求職者の状況に応じて対象者と取り扱って差し支えない。
- ③ 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
- ④ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- ⑤ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- ⑥ 安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
- ⑦ 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことのない者

(4) 訓練実施経費（委託費）

委託費の設定にあたっては、訓練実施経費の単価は、訓練生1人1月当たり120,000円（外税）を上限（ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円を上限とする。）とし、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とする。

(5) 定着支援費

当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者（訓練修了後3か月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）。以下、「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として以下の①～③の業務を行い、就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1人当たり50,000円（外税）を支払うものとする。

- ①就職後6か月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行い、記録管理簿を作成すること。
- ②上記①により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。
- ③委託先機関は、修了就職者が就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書の回収により把握を行うとともに、当該把握結果を一覧表にまとめて報告すること。

(6) 訓練内容

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職業訓練とする。なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。）。

- ①公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ②経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学

大臣が職業実践専門課程として認定したもの

④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

(7) その他の要件等

- ① 1年間の総訓練設定時間は1,400時間以上であること。ただし、国家資格に係る法律に基づき所管大臣等が指定する養成施設（以下「指定養成機関」という。）で1年以上の習得を必要とされているもの、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等の合格率が概ね全国平均以上であるものについては1年間の総訓練設定時間を700時間以上とする。また訓練期間は1年以上2年以下とする。
- ② 訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技・学科に関わらず、概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とする。
- ③ 委託先機関は、就職支援責任者を設置し、訓練生に対して就職支援等を行うものとする。就職支援責任者となる者は、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）、職業訓練指導員免許を保有する者のいずれかに該当する者が望ましい。また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこと。
- ④ 委託先機関における過去の実績において、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が正社員就職率80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であること。

2 受託資格要件

- (1) 高知県内に本社または営業所があること。
- (2) 高知県内に訓練実施施設を有していること（借上げでも可）。
- (3) 高知県内において、受託しようとする訓練内容と同等の教育訓練を実施しており、令和4年度4月以降に入校実績、修了実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定（地方自治体が一般競争入札に参加させることができないとされている者）に該当しない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が法人税、消費税、及び地方消費税を滞納していないこと。

3 契約相手方の決定及び契約方法

令和8年9月25日（金）まで受託希望を受け付け、国及び受託希望機関との協議を経て、委託・

実施するコースの内容（種類）や人数等を決定します。

委託するコースの種類ごとに、実施を希望する訓練機関が多数でないコースについては、当該訓練機関より見積書を徴して、委託契約を行います。

4 今後の日程と委託契約に当たり提出を要す書類

【日程】※あくまで予定であり、国との協議の状況により前後する場合あり

令和8年9月25日（金）	受託希望申込書提出期限
令和8年10月16日（金）	見積書等提出期限
令和8年10月後半	募集要項作成
令和9年1月下旬～令和9年3月上旬	訓練生募集（追加募集も含む）